（２）土砂災害

対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流とする。

深層崩壊のおそれが高い渓流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては危険性が確認された場合、国や都道府県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、当市として避難情報を発令することとなる。

※土砂災害緊急情報

国及び県は、大規模な土砂災害が窮迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、被害の想定される区域及び時期について、市に通知するとともに一般に周知する。

○国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害

・河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流

・河道閉塞による湛水

・火山噴火に起因する大規模な土石流

○県が通知及び周知を行うその他の土砂災害

・大規模な地滑り

ア．対象とする災害及び警戒すべき区域

本市では、土砂災害警戒区域として 431 箇所が指定され、このうち、土砂災害特別警戒区域として 365 箇所が指定された。

また、土砂災害警戒区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

【土砂災害防止法に基づく警戒すべき区域（令和３年３月末現在)】

区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	192 箇所	165 箇所
急傾斜地の崩壊	200 箇所	200 箇所
地すべり	39 箇所	

※土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域

※土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

イ．具体的な基準

いざというときに市長自らが躊躇なく発令できるよう、国・県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。

なお、自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令する。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う。

【避難情報の発令基準】

（ア）高齢者等避難（警戒レベル３）

・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合。
・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。
・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合。

（イ）避難指示（警戒レベル４）

・土砂災害警戒情報が発表された場合
・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合。
・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合。
・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
・土砂災害が発生した場合。
・山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。
・避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合。

（ウ）緊急安全確保（警戒レベル５）

・土砂災害警戒情報が発表された場合
・土砂災害が発生した場合。

（エ）土砂災害発生警戒基準線（CL ライン）の監視方法

CL ラインとは、過去の災害状況と土砂災害の起こるおそれの大きい雨量データの解析結果から 1km メッシュごとに設定した警戒基準雨量のラインであり、石川県土砂災害情報システム（SABO アイ）にて監視できる。

パソコン　　　　URL　https://sabo.pref.ishikawa.jp/sabo-i/

スマートフォン URL　https://sabo.pref.ishikawa.jp/sabo-i/sp/

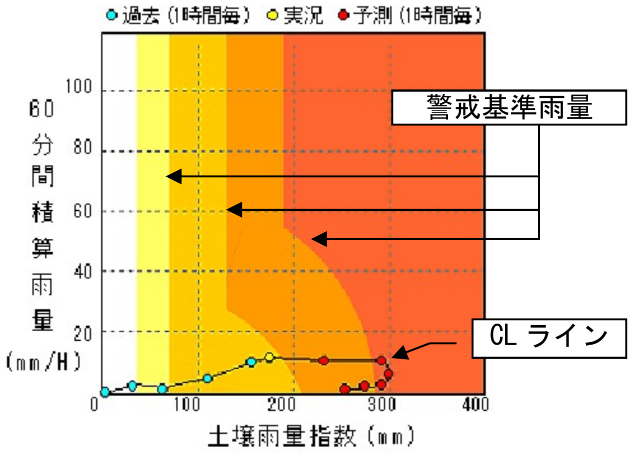

凡例
発生危険レベル（レベル3）
発生特別警戒レベル（レベル2）
発生警戒レベル（レベル1）
注意
平常

（オ）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

・夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令する。

・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示（警戒レベル４）を発令する。

（カ）避難情報の解除

避難情報の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることができる。

ウ．避難対象区域

避難情報の発令場所については、気象警報の発表内容及び前兆現象等の発生場所等により決定する。本マニュアルでは、土砂災害警戒情報が発表された場合は避難指示の発令としているため、土砂災害警戒判定メッシュ情報の１ｋｍメッシュごとに避難情報の発令場所を定めた。

なお、今後の雨量予測情報（降水短時間予報等）を注視しながら付近のメッシュにも配慮する必要がある。